

令和7年8月号

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1221
長野市松代町東条 3116-3
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540
e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com

1. 年金法改正による「在職老齢年金制度の見直し」と「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

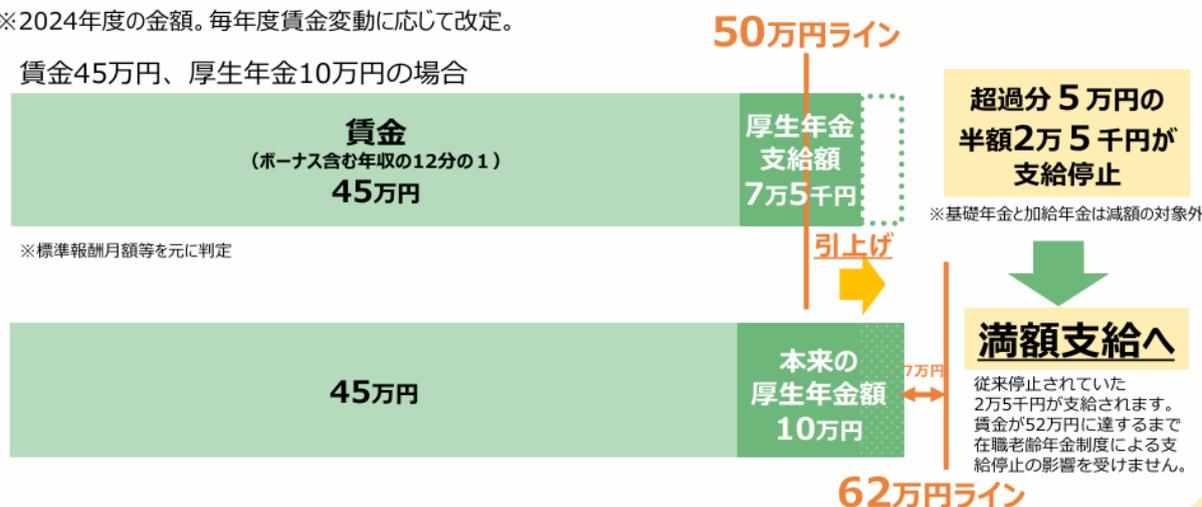
6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（「年金制度改革法」）が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことから、関心の高さがうかがわれます。ここでは、企業に影響のある改正（被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ）のうち、在職老齢年金制度の見直しと厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて取り上げます。

◆在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額が50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げられます。施行日は2026年4月1日の予定です。

※2024年度の金額。毎年度賃金変動に応じて改定。

賃金45万円、厚生年金10万円の場合



厚生労働省「法律説明資料(詳細版)」より

そもそも、在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額（月額換算額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－基準額）× 2分の1

この支給停止基準額は、平成17年度（48万円）の制度開始から徐々に引き上げられてきており、今回の改正で、51万円（令和7年度）から62万円（2026年度）になります。

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額65万円（32等級）から75万円に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、68万円（令和9年9月～）、71万円（令和10年9月～）、75万円（令和11年9月～）と3段階にわけて順次引き上げられます。

毎月の賃金などが65万円以上の方の保険料と年金額の増加額（1年分）

標準報酬月額の上限	保険料の増加 (本人負担分)	年金額の増加
68万円に改正した場合	3.3万円/年	3.7万円/年（終身）
71万円に改正した場合	6.6万円/年	7.3万円/年（終身）
75万円に改正した場合	11.0万円/年	12.2万円/年（終身）

※保険料額は1,000円未満を切上げ。年金額については1,000円未満を切捨て
厚生労働省「法律説明資料(詳細版)」より

高所得者の実態と制度の不整合（現在の標準報酬月額の上限を超える賃金を受け取っている人は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない）を是正することが改正の

背景の要因の1つです。改正により、新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされることが期待されます。

【厚生労働省「年金制度改正法が成立しました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

II. 精神障害の労災認定が過去最多、カスハラ原因は倍増 ～厚生労働省「令和6年度の過労死等の労災補償状況」より



厚生労働省は、令和7年6月25日、令和6年度の「過労死等の労災補償状況」の取りまとめを公表しました。

令和6年度の過労死や仕事のストレスによる精神障害などを理由とした労災補償の請求件数は4,810件で、前年度から212件増え、過去最多となりました。実際に過労死等の労災認定された件数も、前年度より196件多い1,304件と過去最多となっています。

◆精神障害による労災認定件数は6年連続で過去最多

仕事上の強いストレスが原因でうつ病などの精神障害となり、労災認定された人は1,055人で、前年度に比べて172人増えました。このうち、自殺や自殺未遂は88人で、9人増加しています。精神障害による労災と認定された人は6年連続で過去最多となり、初めて1,000人を超えました。

◆原因別の最多はパワハラ。カスハラはセクハラを上回り倍増

原因別では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が224件で最多、次いで「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」が119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（カスタマーハラスメント）が108件でした。カスハラは、令和5年度から新たに原因項目に追加され、7か月分で52件でしたが、通年の今回はセクハラの上回りを上回り、原因別で3番目の多さとなりました。

カスハラは、昨今、大きな社会問題となっています。2025年6月に、改正労働施策総合推進法が成立し、企業にカスハラ防止対策が義務付

けられました。この義務に違反した事業主は、報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表の対象となります。労働者が1人でもいれば、事業主に該当すると考えられますので、まだ取り組み始めていない企業は、施行日までにカスハラ対策をすることが必要です。

【厚生労働省「令和6年度「過労死等の労災補償状況」を公表します】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59039.html

📖📖📖 今月のことば 📖📖📖

兆しをとらえ、歴史に学ぶ

不必要に悲観する理由はないが、気味の悪い兆候もある。歴史を見ると、民主主義が疲弊すると、必ずファシズムが出てくる。立憲政治、国会がちゃんと機能しなければならない。

『昭和史の急所 戦争・天皇・日本人』 保阪 正康 著

🌸🌸🌸 事務所よりひとこと 🌸🌸🌸



先日、A コープと信州ハムのコラボイベントが当選し、娘二人とともに参加しました。行先は、上田市にある信州ハムの工場。イベント内容は、工場見学、ソーセージの手作り体験会、そして BBQ 大会と盛りだくさんでした。子ども達は作る前から「はやくたべたい！」と大はしゃぎです。タネのお肉を大きなボウルに入れて、力いっぱいこねます。味付けは塩とハーブのみ。ソーセージを作る機械にお肉を入れ、羊の腸を機械に取り付け、お肉を詰めていきます。二人一組になってお肉を出す係、腸を動かす係が一緒になって作る作業は、二人の息が合わないといけません。苦労しながらもだんだんコツを掴み、楽しそうに作業をしていました。こうして完成したソーセージは、イベントの締めめの BBQ でいただきました。真夏の陽射しが照り付ける中で食べる焼きたてのお肉、茹でたてのソーセージの味は格別！普段はお肉苦手な長女が、「今まででいちばん、お肉がおいしく感じる！」と言いながら汗だくの笑顔で食べるのを見て、参加できてよかったな、と心から思いました。イベントが終わる頃には、信州ハムさんの大ファンになってしまいました。

(塩入)